令和３年９月14日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
産業医担当理事　木村　耕三

電離放射線健康診断結果報告書の提出義務に関する周知について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長　菊岡正和

電離放射線健康診断結果報告書の提出義務に関する周知について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして神奈川労働局労働基準部健康課長より通知がまいりました。

放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、雇い入れ・配置替えの際とその後６ヶ月以内ごとに１回、定期に健康診断を行わなければなりません。また、健康診断を行った際は、電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長にすみやかに提出することを義務付けておりますが、一部の病院又は診療所では、報告書の提出が徹底されていないことが懸念されます。

つきましては、別添のリーフレット「電離放射線健康診断結果報告書を労働基準監督署に必ず提出してください労働安全衛生法令で規定されています」を送付いたしますので、貴会所属の会員並びに関係諸団体へのご周知をお願いいたします。

なお、本件につきまして何かご不明な点がございましたら、神奈川労働局労働基準部健康課（℡：045-211-7353）までお問い合わせくださるよう併せてお願い申し上げます。

健康医療課　担当:保田
横浜市中区富士見町3－1

別添１

事　務　連　絡
令和３年８月26日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）において、電離放射線健康診断の実施等、放射線業務従事者の健康管理に係る措置を講じることが事業者に義務付けられています。併せて、電離則第58条では、電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務付けられておりますが、一部の病院又は診療所では、電離放射線健康診断結果報告書の提出が徹底されていないことが懸念されます。

このため、別添のリーフレットを配布する等により、貴管下の関係医療機関および関係団体等に対し、当該報告の義務を周知いただきますようご協力をお願いします。

また、放射線業務従事者等に係る健康管理の推進を図る観点から、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第30号）第30条の18第２項及び電離則第８条に基づく対象者に係る線量の適切な測定が引き続き重要となりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

別添２

事　務　連　絡
令和３年８月27日

（別記１）　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）あて事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、事務連絡別添のリーフレットとあわせて、貴傘下関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

別記１

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
公益社団法人日本助産師会
一般社団法人日本精神科看護協会
公益社団法人日本診療放射線技師会
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
日本赤十字社
全国厚生農業協同組合連合会
公益社団法人全国自治体病院協議会
社会福祉法人恩賜財団済生会
国家公務員共済組合連合会
社会福祉法人北海道社会事業協会
独立行政法人労働者健康安全機構

放射線業務を行う事業主の皆さまへ

電離放射線健康診断結果報告書を労働基準監督署に必ず提出ください

労働安全衛生法令で規定されています

1 電離放射線健康診断は年２回行ってください

放射線業務（エックス線装置の使用の業務など労働安全衛生法施行令別表第２に掲げる放射線業務）に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、**雇い入れ・配置替えの際**と**その後６か月以内ごとに１回**、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。（電離放射線障害防止規則第56条）

① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
② 白血球数と白血球百分率の検査
③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、またはヘマトクリット値の検査
④ 白内障に関する眼の検査
⑤ 皮膚の検査

※ 雇い入れ・配置替えの際の健康診断では、④の項目は使用する線源の種類等に応じて省略できます。
※ ６か月以内ごとに１回、定期に行う健康診断では、
- 医師が必要でないと認めるときは、②から⑤までの項目の全部または一部を省略できます。
- 健康診断を行おうとする日の属する年の前年１年間に受けた実効線量が５mSvを超えず、かつ、健康診断を行おうとする日の属する１年間に受ける実効線量が５mSvを超えるおそれがない方は、②から⑤までの項目は、医師が必要と認めないときには、行う必要はありません。

2 電離放射線健康診断結果報告書を提出ください

６か月以内ごとに１回の定期の電離放射線健康診断を行ったときは、遅滞なく、**電離放射線健康診断結果報告書（様式第２号）**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（電離放射線障害防止規則第58条）

（参考）
令和３年４月１日から、電離放射線障害防止規則が改正され、眼の水晶体に受ける等価線量限度は、５年間で**100**mSvかつ１年間で**50**mSvとなっています。

改正内容の詳細はこちら⇒

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

（令和３年８月）

電離放射線健康診断結果報告書（様式第２号）

厚生労働省ホームページからダウンロードできます

電離健診　報告書　検索

様式第2号（第58条関係）（表面）

電離放射線健康診断結果報告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

帳票種別	80307	労働保険番号	都道府県 管轄 基幹番号 枝番号 業種 一括事業場番号
対象年	7：平成 9：令和 元号 年（ 月～ 月分）（報告 回目）	健診年月日	7：平成 9：令和 元号 年 月 日
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（ ） 電話 （ ）		
健康診断実施機関の名称及び所在地		在籍労働者数	人
従事労働者数	男 人 女 人 計 人	線源の種類	線種コード 線源コード 線種コード 具体的内容（ ）
有所見者数（受診所見の内訳は裏面に記入すること。）	男 人 女 人 計 人		

受診労働者数		実効線量による区分		眼の水晶体の等価線量による区分		皮膚の等価線量による区分	
	1	検出限界未満の者	男 人 女 人 計 人	検出限界未満の者	男 人 女 人 計 人	検出限界未満の者	男 人 女 人 計 人
	2	5ミリシーベルト以下の者（1を除く）	男 人 女 人 計 人	20ミリシーベルト以下の者（1を除く）	男 人 女 人 計 人	150ミリシーベルト以下の者（1を除く）	男 人 女 人 計 人
	3	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人 計 人	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人 計 人	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人 計 人
	4	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男 人 女 人 計 人	50ミリシーベルトを超える者	男 人 女 人 計 人	500ミリシーベルトを超える者	男 人 女 人 計 人
	5	50ミリシーベルトを超える者	男 人 女 人 計 人				

ページ／総ページ

産業医　氏名　所属機関の名称及び所在地

年　月　日　事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。